

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	責任準備金の積立方法を、できるだけ早い時期に米国のような緩和した方法にするべきである。	わが国では、法令で定めた基礎率に基づく標準責任準備金を積み立てることとしている。一方、米国においても監督会計上の規制として、標準責任準備金評価法(Standard Valuation Law)により定められた基礎率に基づき責任準備金を積み立てることとしており、両制度とも保険契約者保護の観点から定められたものであり、保険監督上においては差がないと認識している。
2	各社が会社規模や販売方法など、それぞれの実情に応じた予定死亡率を設定することを促す仕組みが必要ではないか。	標準責任準備金制度のもと、責任準備金の積立については、標準生命表の使用が義務付けられている。そのため、保険料設定については、各社の会社規模や販売方法などを問わず、標準責任準備金を積むことを可能とする保険料の算出が必要であるが、標準生命表の使用を義務付けるものではない。
3	予定死亡率については、各社の実情に応じたより適正なマージン設定を可能とするために、その算出根拠を情報公開すべきでないか。	現行の標準生命表の算出根拠は、日本アクチュアリー会において公表されており、新標準生命表についても公表することとなると承知している。
4	保険料改定の恩恵を受けない既契約者への対処を保険料改定の要件とすべきでないか。	有配当商品については、剰余等を配当還元することも考えられる。いずれにせよ、既契約者への対処については、各社により適切な経営判断がなされるべきである。
5	新標準生命表は、安全性を見込み過ぎではないか。特に年金開始後用は過剰に安全性を見込んでいると思われるので、死亡保険用の予定死亡率と同様の手法で予定死亡率を算出すべきではないか。	保険会社の健全性の確保の観点から、日本アクチュアリー会が標準生命表の作成において、粗死亡率の単年度のブレの吸収のほかに、規模の小さい会社を想定した母数(会社規模)の差による違いの吸収などの補整を行ったものと認識している。また、年金開始後用の予定死亡率は、上記のほか、その特性から生存リスク方向へ一定程度の補整を行っているため、死亡保険用の予定死亡率と同様の算出としていないと認識している。
6	現在変額年金に加入しており、4月以降、年金を受取る人は新死亡率が適用されるが、募集時に必要な説明がなされているのか。	一般に、各保険会社は変額年金の募集時に、保険契約の内容について記載された契約のしおりや約款を交付している。その中で将来における年金額の計算方法等について記載がなされていると考えているが、今後、より適正な募集がなされるよう指導してまいりたい。